

C:生産物分類策定研究会における産業分類改定に係る御指摘・御意見

通番	大分類	分類番号等	内容	議論の概要	御指摘事項	主担当省庁	対 応 案	対 応 案 と す る 理 由
C-1	H 運輸業, 郵便業	中分類46総説 4611	説明文	ドローンによる空輸サービスはまだ実現化していないが、産業分類の次期改定(第14回改定)時には市場規模が拡大していることが見込まれる。 (H29. 12. 22開催 第7回生産物分類策定研究会)	平成27年(2015年)12月、改正航空法施行により航空法に「無人航空機」が規定され、ドローンに関して飛行ルールが定められる等、ドローンが法律で明確に規制されることとなった。 現行の産業分類は平成25年(2013年)に改定されたため、ドローンによる空輸サービスは設定されていない。また、ドローンによる空輸サービスを行う事業所が分類される適当な分類が大分類H-運輸業, 郵便業にはないため、検討する必要があるのではないかと。	国土交通省	現行のままとする。	無人航空機(ドローン等)の飛行の安全を確保し、その利活用を拡大する観点から、ドローン等の飛行に係る法令改正が実施されているが、ドローンによる空輸サービスは、現在、各企業が配送実験等を行っている段階であるため。
C-2	H 運輸業, 郵便業	中分類48	新設	中分類「48 運輸に付帯するサービス業」の中には、単に付帯業務だけではなく管理サービスや仲介サービス等も含まれており、範囲が広く雑多な印象がある。上位分類を整理してはどうか。 また、「3PLサービス」は、産業分類として設定はされていないが、生産物分類においては運送サービス、倉庫サービス、コンサルティングサービス等を含む複合サービスを捉える分類として大分類H-運輸業, 郵便業及び大分類L-学術研究, 専門・技術サービス業の双方に該当する分類として整理されている。これを踏まえ、産業分類において「3PLサービス」を捉える分類を設定する必要があるのではないかと。 (H29. 12. 22開催 第7回生産物分類策定研究会)	(1)運輸に付帯するサービス業に含まれるものを整理して、管理業務に関わるもの等を別の分類として設定してはどうか。 (2)「3PLサービス」を捉える分類を設定する必要はないかと。	国土交通省	(1)及び(2)共に、現行のままとする。	第5回検討チームにおいて議論された結果を踏まえた理由は以下のとおりである。 (1)細分類「4899」に分類される事業所の実態把握が難しく、上位分類を整理できる規模の産業がないため、現行のままとしてほしい。 (2)3PLは、荷主企業の物流業務を包括的に請負う事業形態であるが、その事業形態は契約内容によって様々であり、それらを統一的に定義し、いずれかの産業に位置付けることは困難であるため。 なお、第5回検討チームにおいて御指摘をいただいたとおり、「3PLサービス」の新規立項については、日本標準産業分類第15回改定時の課題として扱うこととしてほしい。
C-3	G 情報通信業	—	—	現行の産業分類には全ての分野に付帯するインターネット仲介サービスのようないないため、地域のタクシー業者と利用者を繋ぐ仲介サービスは大分類H-運輸業, 郵便業の中分類「48 運輸に付帯するサービス業」に分類されると思われる。 また、宿泊仲介サービスは、これを大分類M-宿泊業, 飲食サービス業の中分類「75 宿泊業」の仲介サービスと捉えるのか決めておく必要がある。 これらサービスの仲介を業とするシェアリングサービスは、インターネットを経由したサービスであることから、大分類G-情報通信業の中分類「40 インターネット付随サービス業」であるとも考えられるため、産業分類上の扱いを新たに考え直す必要があるのではないかと議論がなされた。 (H29. 12. 22開催 第7回生産物分類策定研究会)	インターネットを経由した仲介サービスは様々な産業で存在しているため、分類を新規立項する必要はないかと。	総務省(事務局)	現行のままとする。	現行の産業分類では、インターネットを経由した仲介サービスは、財・サービスを提供している産業が現行の産業分類において定義されているものは、当該産業に分類される。(例えば、旅館・ホテルに直接予約ができるオフィシャルサイトは大分類M-宿泊業, 飲食サービス業の細分類「7511 旅館, ホテル」に分類され、旅行業が運営する旅行予約サイトは大分類N-生活関連サービス業, 娯楽業の細分類「7911 旅行業(旅行者代理業を除く)」に分類される。)ただし、インターネットを経由したプラットフォームの提供に限るものは、大分類G-情報通信業の細分類「4011ポータルサイト・サーバ運営業」に分類される。 上記のことから、現行の産業分類においてインターネット仲介サービスの扱いは既に整理されているものと考えられ、格付け先も明確であることから、現行のままとしてほしい。 また、生産物分類において、インターネットによる取引仲介システム等を提供するサービスとして「マーケットプレイス提供サービス」が設定されているが、本分類は個別の産業として確立されているものは含めないものと整理しており、産業分類と同様の考え方である。 なお、今回、大分類G-情報通信業の中分類「40 インターネット付随サービス業」については、内容例示を中心に変更を行うことになったが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、必要に応じ、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。
C-4	L学術研究, 専門・技術サービス業 P医療, 福祉	7299 8549	項目	ケアマネジャーがケアプランの作成を行うサービスは、産業分類上、大分類L-学術研究, 専門・技術サービス業の「7299 他に分類されない専門サービス業」に分類されているようであるが、他方、生産物分類策定研究会においては公的保険が適用されるサービスであることから、大分類P-医療, 福祉の「854 老人福祉・介護事業」から提供される生産物として、統合分類「公的介護保険が適用される介護サービス(介護給付, 介護予防給付)」が設定され、介護保険法の適用となる他の介護サービスと同様に扱うこととした。 (H30. 11. 28開催 第18回生産物分類策定研究会)	現行、産業分類において7299に分類されていると思われるケアマネジャーがケアプランを作成する事業所が該当する分類項目を、精査すべきではないかと。	厚生労働省	「居宅介護支援事業所」を「8549 その他の老人福祉・介護事業」の内容例示に追加する。(第8回産業分類検討チームにおいて改定素案に反映済み。)	ケアマネジャーが働く場所は、「居宅介護支援事業所」(在宅介護を必要とする方のケアプラン作成や支援を行う事業所)で働く居宅ケアマネと、介護老人福祉施設等で働く施設ケアマネに分かれている。施設ケアマネがケアプランを作成するサービスは、他の介護保険が適用されるサービスを提供している事業所と同様に、小分類「854 老人福祉・介護事業」に分類されることが適当であるが、居宅ケアマネが働く「居宅介護支援事業所」は内容例示に記載がない。 「8549 その他の老人福祉・介護事業」の内容例示には、ケアマネジャーが常駐している「地域包括支援センター」の記載があるため、「居宅介護支援事業所」も8549に分類されることが適当と考えられることから、分類を明確にするために例示を追加する。
C-5	F 電気・ガス・熱供給・水道業	—	新設	国際分類(生産物分類)において、電気・ガスの小売業も同じ大分類に該当するように構築されているので、我が国においても国際分類と同様に電気・ガスの小売業を同じ大分類に設定することとする。 (H30. 3. 6開催 第9回生産物分類策定研究会) 電気とガスの小売は、現行の産業分類上では小売業に分類されているが、これは現行の産業分類改定時に電力及びガスの小売自由化がなく、電力を発電している会社が電力を売っていたので大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に分類されていたためである。 このように、電気とガスの小売は産業分類と生産物分類の関係において異なった大分類に設定しており、これらの整合性をどのように図るかという問題は、産業分類の問題でもある。 (R元. 6. 24開催 第21回生産物分類策定研究会)	大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に、電気・ガスの小売業を把握する分類を設定する。	経済産業省	左記御意見を踏まえ、大分類F-電気・ガス・熱供給・水道業に、電気・ガスの小売業を新設することとした。	「サービス分野の生産物分類」(平成31年4月決定)における電気業及びガス業の生産物分類との整合性を図るため、「電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)」及び「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)」の改正を踏まえた現行の事業実態に即応した区分設定が必要であるため。

通番	大分類	分類番号等	内容	議論の概要	御指摘事項	主担当省庁	対 応 案	対 応 案 と す る 理 由
C-6	D建設業 K不動産業、物品賃貸業	—	新設	国際分類(産業分類)においてデベロッパー(自ら建築施工を行わないもの)は「建設業」に位置付けられているが、JSICでは大分類K-不動産業、物品賃貸業に位置付けられているため、国際分類と我が国の扱いが異なっている。 生産物分類の検討に当たり、我が国が国際分類と異なる生産物分類を設定するにはそれなりの根拠が必要となるため、国際分類と同様に「建設物」と「建設工事」という生産物分類を設定し、「建設物」はJSIC大分類D-建設業及びK-不動産業、物品賃貸業の双方に該当する分類とした。 なお、生産物分類で設定した「建設物」の中には、「①デベロッパー(建設工事を外注する者及び自己建設する者のどちらも含む。が)が新築して販売する建設物」、「②建設会社が自ら利用するために自己建設した建設物」が含まれるものとしている。 (R元. 12. 23開催 第24回生産物分類策定研究会)	産業分類において、建設工事を外注で行うデベロッパーは大分類K-不動産業、物品賃貸業に分類されているが、国際分類と平仄をそろえるため、大分類D-建設業に設定することを検討してはどうか。	国土交通省	現行のままとする。	不動産デベロッパーの事業の基本は「不動産の開発」であり、仕入れた土地に建物を建設し売却、又は賃貸をしている。開発するのはマンション、オフィスビル、商業施設、ホテル、物流施設と幅広く、主たる収益源は分譲収入及び賃貸収入である。 左記意見を踏まえ、建設工事を外注で行う不動産デベロッパーを大分類D-建設業へ移行することを検討したが、上記のとおり不動産デベロッパーの主たる収益源である分譲収入のみを大分類D-建設業に位置付けることにより、不動産デベロッパーを格付けする際に、事業年度によって分譲収入又は賃貸収入のいずれか多い方に大分類を越えた産業移動が起きる可能性があるため、我が国において不動産デベロッパーを大分類D-建設業に位置付けることはせず、現行のまま大分類K-不動産業、物品賃貸業に分類することとしたい。
C-7	E製造業 I卸売業、小売業	—	—	ファブレス企業について、産業分類では卸売業に位置付けられるが、SNAでは全ての過程において原材料及び製品の所有権を保持し変更がなければ、製造加工を委託しているとしても製造業として整理する余地があるとしている。 生産物分類は、産業分類の格付が異なる企業から同じ生産物が算出されていても生産物分類が異なることは適切ではないため、産業分類と生産物分類は切り離し、独立したものとして考えていく必要があるとされた。 (R2. 2. 7開催 第25回生産物分類策定研究会) 生産物分類において、原材料を自己調達し最終製品まで製造するOEM・ODM業者を自社製造業者と区別する必要はないとされた。 また、ファブレスの販売業者はSNAでは製造業とするのが適当であるが、生産技術を重視してSUTを構築する立場からは卸売業とする方がよいとされ、ファブレスの販売業者の扱いは、産業分類の問題であるという意見があった。 (R2. 3. 31開催 第26回生産物分類策定研究会)	産業分類においてファブレス企業をどのように扱うか検討していただきたい。	経済産業省	現行のままとする。	ファブレスメーカーとは、「製品の企画や設計のみを自社で行い、生産は外部に委託しているメーカー(※)」を指している。 現行産業分類においては、新たな製品の製造加工を行い卸売する事業所は大分類E-製造業に分類され、製造問屋(自らは製造を行わないで、自己の所有に属する原材料を下請工場などに支給して製品をつくらせ、これを自己の名称で卸売するもの)は大分類I-卸売業、小売業に分類される。 製造問屋の説明に「製品の企画や設計を行う」との記載はないが、自社製品を卸売するために企画や設計を行っている場合も、その事業の付加価値は卸売することであるため大分類I-卸売業、小売業に分類される。 生産物分類ではファブレス企業と他の製造業を区分していないが、産業分類では自ら製造を行うか否かによって異なる大分類に分類されることから、産業分類と生産物分類を補完的に活用することにより産業・生産構造の実態がより把握できることを目指したい。 なお、ファブレス企業について今回の改定において変更は行わないが、国際分類の改定において製品の企画や設計に関連する知的財産製品の所有権を持つ場合は製造業に分類するとの検討が行われている。今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。 ※日本銀行調査統計局「金融統計調査票の記入要領 2021年3月」より
C-8	I卸売業、小売業	—	—	現行の産業分類では、中分類50・56各種商品卸売・小売業のような業態別の分類と衣服、食料品、機械器具など商品別の分類が混在しているが、生産物分類が整備されるこの機会に、産業分類は業態別の分類とし、生産物分類は販売される商品別の分類にするなど、役割分担を明確にして再整理することもあり得るのではないかという御意見があった。 (R元. 6. 24開催 第21回生産物分類策定研究会) 卸売業、小売業に係る生産物分類については、財分野の生産物分類との整合性と回答可能性とのバランスに配慮し、集約した分類項目を設定した。 百貨店やコンビニエンスストアなどの店舗形態については、事業所のアクティビティの問題であるので、産業分類で整理をしてもらうという方針が示された。 (R2. 10. 9開催 第29回生産物分類策定研究会)	店舗形態などのいわゆる「業態」に係る取扱いを産業分類で整理してほしい。	経済産業省 総務省(事務局)	JSICにおいて「業態」による分類項目を設定することとし、中分類「56-各種商品小売業」に非専門店(※)を集約する。 また、非専門店の一形態として、ワンプライスショップを中分類56の小・細分類として新設する。 (※)非専門店:多種多様な商品取り扱う小売業であり、専門店の分類項目には該当しない販売形態(営業方法、営業形態)の小売業	JSICにおいて、小売業に「業態」による分類項目を設定することについては、以下の点等を踏まえ、第10回産業分類検討チームにて、認められたところ。 ・生産物分類が設定されたことにより、現行JSICの「業種」(取扱商品)による区分では、生産物分類と分類基準(生産される財)が重複している状況 ・国際分類においても、業態による分類項目が認められる。 ・規模が大きく、安定性のある業態の分類項目を設定することにより、経済の実態をより正確に把握することが可能 ・SUTでの利用も考慮し、JSICと生産物分類のすみ分けを行い、補完関係となるよう、JSICにおける小売業は、「業態」による分類項目の設定も必要 具体的には、小売業における「専門店」と「非専門店」の整理として、生産過程や生産技術の類似性の観点、国際比較可能性の向上、統計調査による実態把握の向上のため、現行JSICにおいて非専門店に該当する百貨店、総合スーパー、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンターを中分類「56-各種商品小売業」の小・細分類として集約するほか、ワンプライスショップを中分類56に小・細分類として新設する。 小売業については、今回、上記の対応を行った。卸売業については、今後必要に応じて検討を行うが、仲卸業のJSICにおける位置づけについては、第15回改定に向けて検討を行う。
C-9	G情報通信業 I卸売業、小売業	—	—	インターネットによる販売と店舗における販売とはサービスの内容が異なるという点や、デジタルエコミーを把握することからも、インターネット販売を区分することは重要だと考えられるが、インターネット販売の定義が非常に複雑で構造的に捉えていかないと難しいことや調査における回答可能性も考慮し、生産物分類では区分しないこととした。 一方で、デジタルインダストリーズをどのように分類するかということは産業分類の話であり、産業分類では把握ができるようにする必要があるとの御意見があった。 (R3. 2. 2開催 第31回生産物分類策定研究会)	インターネットによる販売と店舗における販売を区分し、インターネットによる販売を把握できるようにしてほしい。	経済産業省	現行のままとする。	第3回産業分類検討チームにおいて、H28経済センサスー活動調査等のデータを用いて議論された結果を踏まえた理由は以下のとおりである。 「無店舗小売業」(インターネット販売)の見直しの必要性について検討したところ、当該分類におけるインターネット販売の構成比等は把握できている。 また、「無店舗小売業」の問題の有無等については、当該分類に関して分類の判断の際の疑義件数と訂正件数の割合はいずれも低く、それらの内容に大きな問題はなかった。 他方、現行の産業分類では、インターネット販売と実店舗販売を兼業している事業者を把握できないため、どのような分類にすれば産業構造を的確に把握できるかという課題がある。 このような状況を考慮し、中分類「61 無店舗小売業」について今回の改定において変更は行わないが、今後の国際分類の検討結果や経済・社会の環境の変化等を踏まえて、日本標準産業分類第15回改定時の課題として検討することも考えられる。